

大学進学コース・準備教育課程コース返金規定

入国前の返金について

1 在留資格認定証明書は交付されたが、査証の申請を行わず不來日の場合

選考料	入学金	授業料	その他費用
×	×	○	○

詳細	選考料、入学金を除く全納入金を返金します。
条件	入学許可書/在留資格認定証明書の返却。

2 日本在外公館で入国審査の申請をしたが、認められず来日できなかった場合

選考料	入学金	授業料	その他費用
×	×	○	○

詳細	選考料、入学金を除く全納入金を返金します。
条件	入学許可書の返却/日本在外公館において査証が発給されなかったことの証明を提出する。

3 査証を取得したが、来日以前に入学を辞退した場合

選考料	入学金	授業料	その他費用
×	×	△	○

詳細	選考料、入学金を除く全納入金を返金します。
条件	入学許可書の返却/査証が未使用で失効が確認できること。

入国後・入学後の返金について

4 査証を取得来日したが、不入学・不登校の場合

選考料	入学金	授業料	その他費用
×	×	△	×

詳細	入国後は如何なる理由があっても6ヶ月分の授業料は返金しません。
条件	帰国確認後に返金。

5 授業開始日より遅れて入国した場合

選考料	入学金	授業料	その他費用
×	×	×	×

詳細	遅れた分の授業料は返金しません。また、入学時期を延期した場合は、その学生本人の授業に対してのみ振替可能とします。
----	--

6 入学後のキャンセル

選考料	入学金	授業料	その他費用
×	×	△	×

詳細	入学（最初の入学行事（入学式・オリエンテーション）または授業に参加した当日後）の中途終了については、入学当初の6ヶ月間を除いて、各学期末までに退学届※1を出した場合、次学期以降の残り授業料を学期（3ヶ月）単位で返金します。
条件	学院長が退学に同意し、返金対象と認めた場合のみ（例：本人が病気・ケガで母国せざるを得ない/継続して在学した場合、他の学生に悪影響を及ぼすと学校が判断した場合等）帰国後に返金。

7 他校への転学・進学・婚約等で在留資格が変更された場合

選考料	入学金	授業料	その他費用
×	×	×	×

詳細	一切の学費の返金はいたしません。
----	------------------

8 在留資格更新できなかった場合（出入国在留管理局で許可がおりなかったとき）

選考料	入学金	授業料	その他費用
×	×	×	×

詳細	一切の学費の返金はいたしません。
----	------------------

9 法令・校則に違反し、除籍処分となった場合

選考料	入学金	授業料	その他費用
×	×	×	×

詳細	一切の学費の返金はいたしません。
----	------------------

10 天災・事故・感染症などのやむを得ない事情で授業を中止した場合

選考料	入学金	授業料	その他費用
×	×	×	×

詳細	免責とさせていただきますので、その分の授業料は返金できません。
----	---------------------------------

※1 退学届を学期末までに提出し受理された場合のみ適用されます。（退学届が提出されていない場合は如何なる理由があっても返金しません）

※2 返金に伴う振込手数料はご本人負担となります。

※3 課外活動は授業の一環として行われますので、個人的な理由で不参加の場合でも返金できません。

※4 授業料は所定の期日までに支払ってください。所定の期日までに支払わない場合は受講を認めません。